

錦江町告示 16 号

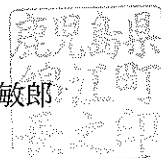
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

錦江町長

新田

敏郎



1 指定納付受託者名称及び事業所の所在地

名称	所在地
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区二丁目 24 番 12 号
株式会社さとふる	東京都中央区京橋 2-2-1 京橋エドグラン 13F
PayPay 株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1-3
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区桜丘町 22-14 N.E.S ビル N 棟 2F
KDDI 株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 2 号
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目 14 番 1 号 楽天クリムゾンハウス
株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南 3-5-7 デジタルゲートビル 10F
トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島長 6 番 1 号
株式会社鹿児島カード	鹿児島県鹿児島市和泉町 3 番 3 号
株式会社 JALUX	東京都港区港南 1-2-70 品川シーズンテラス 12F
株式会社 JR 東日本ネットステーション	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-27-11 アグリスクエア新宿 4 F
株式会社オールアバウトライフマーケティング	東京都渋谷区恵比寿南一丁目 15 番 1 号
イオンフィナンシャルサービス株式会社	東京都千代田区神田錦町 1 丁目 1 番地

2 指定納付者に指定した納付事務

インターネットを利用して納付される、錦江町ふるさと納税寄付の納付事務

3 指定納付者に指定した納付期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日